

一般社団法人 公営交通事業協会会長 殿

国土交通省自動車局技術・環境政策課長
(公印省略)

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る交付申請の受付期間等について

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)交付要綱」(令和4年12月7日付け国自技環第122号、国自旅第343号、国自貨第108号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に関する運用方針」(令和4年12月7日付け国自技環第123号、国自旅第344号、国自貨第109号。によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。ただし、電気バス及び電気バスに使用される電気自動車用充電設備等に限る。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表)

令和5年9月1日から令和5年9月15日まで

(2) 通常申請(交付要綱第5条第1項)

①申請対象車両 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に新車新規登録(使用過程車を電気自動車に改造する場合は車検証等の交付。以下同じ。)されるもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 上記の内定通知から20日以内

(3) 実績申請(交付要綱第5条第2項)

①申請対象車両 原則として、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、原則令和5年9月30日までに登録されたものにあつては、令和5年10月31日までを申請受付期間とする。

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局技術・環境政策課長

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金

(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る交付申請の受付期間等について

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)交付要綱」(令和4年12月7日付け国自技環第122号、国自旅第343号、国自貨第108号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に関する運用方針」(令和4年12月7日付け国自技環第123号、国自旅第344号、国自貨第109号。によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。ただし、電気バス及び電気バスに使用される電気自動車用充電設備等に限る。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表)

令和5年9月1日から令和5年9月15日まで

(2) 通常申請(交付要綱第5条第1項)

①申請対象車両 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に新車新規登録(使用過程車を電気自動車に改造する場合は車検証等の交付。以下同じ。)されるもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 上記の内定通知から20日以内

(3) 実績申請(交付要綱第5条第2項)

①申請対象車両 原則として、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、原則令和5年9月30日までに登録されたものにあつては、令和5年10月31日までを申請受付期間とする。

一般財団法人 環境優良車普及機構理事長 殿

国土交通省自動車局技術・環境政策課長

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金

(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る交付申請の受付期間等について

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)交付要綱」(令和4年12月7日付け国自技環第122号、国自旅第343号、国自貨第108号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に関する運用方針」(令和4年12月7日付け国自技環第123号、国自旅第344号、国自貨第109号。によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。ただし、電気バス及び電気バスに使用される電気自動車用充電設備等に限る。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表)

令和5年9月1日から令和5年9月15日まで

(2) 通常申請(交付要綱第5条第1項)

①申請対象車両 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に新車新規登録(使用過程車を電気自動車に改造する場合は車検証等の交付。以下同じ。)されるもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 上記の内定通知から20日以内

(3) 実績申請(交付要綱第5条第2項)

①申請対象車両 原則として、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、原則令和5年9月30日までに登録されたものにあつては、令和5年10月31日までを申請受付期間とする。

一般社団法人
日本自動車リース協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局技術・環境政策課長

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る交付申請の受付期間等について

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)交付要綱」(令和4年12月7日付け国自技環第122号、国自旅第343号、国自貨第108号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に関する運用方針」(令和4年12月7日付け国自技環第123号、国自旅第344号、国自貨第109号。によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。ただし、電気バス及び電気バスに使用される電気自動車用充電設備等に限る。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表)

令和5年9月1日から令和5年9月15日まで

(2) 通常申請(交付要綱第5条第1項)

①申請対象車両 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に新車新規登録(使用過程車を電気自動車に改造する場合は車検証等の交付。以下同じ。)されるもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 上記の内定通知から20日以内

(3) 実績申請(交付要綱第5条第2項)

①申請対象車両 原則として、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、原則令和5年9月30日までに登録されたものにあつては、令和5年10月31日までを申請受付期間とする。

一般社団法人
日本自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局技術・環境政策課長

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る交付申請の受付期間等について

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)交付要綱」(令和4年12月7日付け国自技環第122号、国自旅第343号、国自貨第108号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に関する運用方針」(令和4年12月7日付け国自技環第123号、国自旅第344号、国自貨第109号。によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。ただし、電気バス及び電気バスに使用される電気自動車用充電設備等に限る。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表)

令和5年9月1日から令和5年9月15日まで

(2) 通常申請(交付要綱第5条第1項)

①申請対象車両 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に新車新規登録(使用過程車を電気自動車に改造する場合は車検証等の交付。以下同じ。)されるもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 上記の内定通知から20日以内

(3) 実績申請(交付要綱第5条第2項)

①申請対象車両 原則として、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、原則令和5年9月30日までに登録されたものにあつては、令和5年10月31日までを申請受付期間とする。